

大分市告示第587号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

2024年（令和6年）10月15日

大分市長 足立 信也



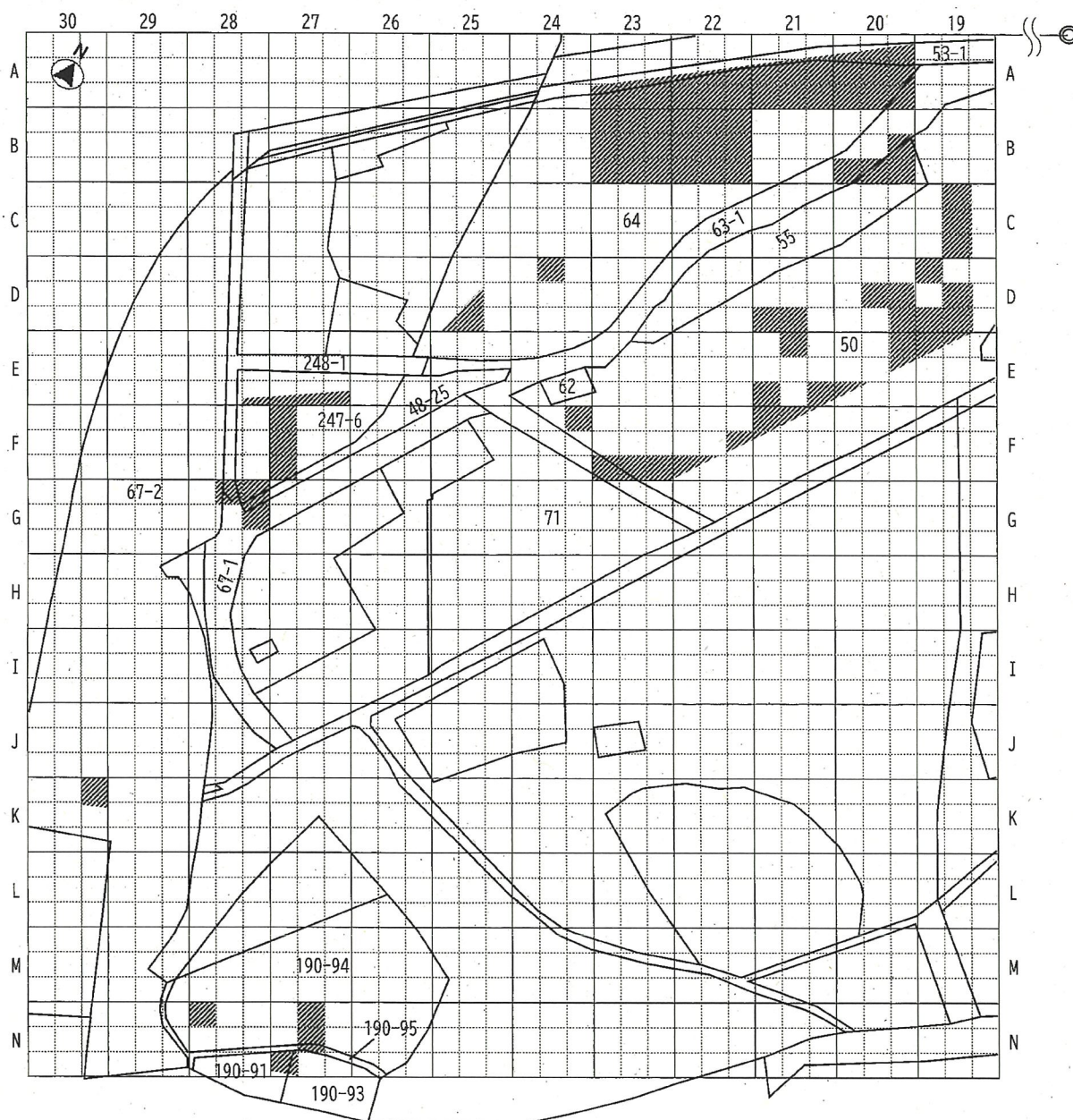
1. 指定する区域

別図のとおり

- ・大分市大字佐野字町市48番25の一部、50番の一部、53番1の一部、55番の一部、63番1の一部、64番の一部、67番1の一部、67番2の一部、71番の一部
- ・大分市大字佐野字西柳原190番91の一部、190番93の一部、190番94の一部、190番95の一部
- ・大分市大字佐野字角ノ木下247番6の一部、248番1の一部

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・鉛及びその化合物



<凡例>

◎：起点

太線：筆境界

細線：30m格子

破線：10m格子

斜線：形質変更時要届出区域

<起点>

起点は北緯33度13分35.79秒、
東経131度44分9.55秒の地点とする。

<区域の地番>

・大字佐野字町市

「48番25」、「50番」、「53番1」、
「55番」、「63番1」、「64番」、
「67番1」、「67番2」、「71番」

・大字佐野字西柳原

「190番91」、「190番93」、
「190番94」、「190番95」

・大字佐野字角ノ木下

「247番6」、「248番1」

<格子の回転角度>

62°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。